

○町田市工事成績評定事務取扱要領

2025年8月1日

改正

総務部工事品質課

第1 趣旨

- 1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日）（法律第127号）第6章適正化指針に則り、公共工事の契約の適正化を推進するため、町田市工事監督規程（平成13年3月町田市規程第5号。以下「監督規程」という。）第18条及び町田市検査事務規程（平成13年3月町田市規程第4号。以下「検査規程」という。）第10条の規定に基づき、工事成績評定（以下「評定」という。）の事務の取扱いに関し、必要な事項を定める。
- 2 評定は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）第7条第1項及び第8条第1項により定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」に規定される技術検査（以下「技術検査」という。）によるものとする。

第2 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- （1） 監督員 監督規程第3条に規定する総括監督員、主任監督員及び担当監督員をいう。
- （2） 検査員 検査規程第2条第1号に掲げる検査員をいう。

第3 評定の対象

- 1 評定は、契約金額が200万円を超える請負契約に係る工事（監督規程第2条第1号に掲げる工事をいう。以下同じ。）について行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は、評定を行わない。
 - （1） 水路等のしゅんせつ

- (2) 標識の設置その他製品の取付け（基礎工事を行うものを除く。）
- (3) 土のう積み
- (4) 側溝の蓋掛け
- (5) 解体及び撤去
- (6) 機器等の据付け及び補修
- (7) 緊急工事
- (8) 単価契約工事
- (9) 前各号に掲げるもののほか、総務部工事品質課長（以下「工事品質課長」という。）が評価に適さないと認める専門性の高い工事

第4 評価の実施

評価は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 工事ごとに行うこと。
- (2) 監督又は検査により確認した事項に基づき、評価者ごとに独立して的確かつ公正に行うこと。
- (3) 工事成績評価表（以下「評価表」という。）の評価項目について第5から第7までの規定により行うこと。
- (4) 検査の結果により手直しを行わせたときは、手直し後の評価は行わないこと。
- (5) 評価項目のうち工期に係る評価にあつては、天候等の特殊事情を考慮して行うこと。

第5 主任監督員及び担当監督員が行う評価の内容等

- 1 主任監督員及び担当監督員は、次に掲げる項目について評価を行うものとする。
 - (1) 基本的な技術力と成果の評価
 - (2) 技術力の発揮
 - (3) 創意工夫と熱意
 - (4) 社会的貢献

- 2 前項の評定は、監督員工事成績項目別評定表により行うものとする。
- 3 主任監督員及び担当監督員は、評定の結果を監督員評定報告書により総括監督員に報告するものとする。

第6 総括監督員が行う評定の内容等

- 1 総括監督員は、法令遵守等について評定を行うものとする。
- 2 総括監督員は、第5第3項の規定により主任監督員及び担当監督員から報告を受けた評定の結果を総合的に判断し、第5第1項各号に掲げる項目について評定を行うものとする。
- 3 第1項の評定は総括監督員工事成績項目別評定表により、前項に規定する評定は監督員工事成績項目別評定表により行うものとする。
- 4 前3項の規定により行った評定の結果をもって監督員の評定とする。
- 5 総括監督員は、前項に規定する監督員の評定の結果を、契約金額が300万円を超える工事にあつては当該工事を主管する部の長に、契約金額が300万円以下の工事にあつては当該工事を主管する課の長（以下「工事主管課長」という。）に、監督員成績評定報告書により報告するものとする。

第7 検査員が行う評定の内容等

- 1 検査員は、検査規程第3条第1号に掲げる完了検査及び同条第2号に掲げる既済部分検査の終了後、施工管理について評定を行うものとする。
- 2 前項の評定は、検査員工事成績項目別評定表により行うものとする。
- 3 前2項の規定により行った評定の結果をもって検査員の評定とする。

第8 評定結果の送付

- 1 工事主管課長は、第6第5項に規定する監督員成績評定報告書を検査が終了した日の翌日から起算して14日以内に工事品質課長に送付するものとする。
- 2 検査員は、第7第3項の評定の結果を検査員成績評定報告書により検査が終了した日の翌日から起算して14日以内に工事品質課長に送付するものとする。

第9 評定の取りまとめ

1 工事品質課長は、第8の規定により送付された監督員成績評定報告書及び検査員成績評定報告書の評定に係る点数（以下「評定点」という。）を合算し、評定の取りまとめを行うものとする。

2 評定点に対する評定の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 80点以上 A
- (2) 75点以上、80点未満 B
- (3) 70点以上、75点未満 Cプラス
- (4) 65点以上、70点未満 C
- (5) 60点以上、65点未満 Cマイナス
- (6) 50点以上、60点未満 D
- (7) 50点未満 E

第10 評定結果の通知

市長は、第9第1項の評定の取りまとめの結果を工事等成績評定通知書により当該工事の受注者（以下「受注者」という。）に通知するものとする。

第11 説明請求等

- 1 受注者は、第10の規定による通知を受けた評定の内容について、市長に対し、説明を求めることができる。
- 2 受注者は、前項の規定により説明を求める場合は、第10の規定による通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に工事等成績評定に関する説明請求書を市長に提出するものとする。
- 3 前項の場合において、工事品質課長は、評定の内容について工事主管課長及び検査員に確認することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により評定内容の説明を求めた受注者に、書面により回答するものとする。

第12 苦情の申立て

1 受注者は、第 1 1 第 4 項の規定による回答に対して苦情がある場合は、市長に対し、苦情の申立てを 1 回に限り行うことができる。

2 受注者は、前項の苦情を申し立てる場合は、第 1 1 第 4 項の規定による回答を受けた日の翌日から起算して 1 0 日以内に、工事等成績評定に関する苦情申立書に当該申立ての根拠となる記録等を添付して市長に提出するものとする。

第 1 3 町田市工事等成績評定苦情審査委員会への付議

市長は、第 1 2 第 2 項に規定する工事等成績評定に関する苦情申立書が提出された場合は、町田市工事等成績評定苦情審査委員会設置要領に規定する町田市工事等成績評定苦情審査委員会（以下「委員会」という。）に付議するものとする。

第 1 4 苦情申立てへの回答

市長は、委員会の審査を経て、受注者に対し、書面により苦情申立てに対する回答を行うものとする。

第 1 5 評定の報告等

工事品質課長は、第 9 第 1 項の評定の取りまとめの結果について四半期ごとに工事等成績評定結果報告書を作成し、総務部長に報告するとともに、当該工事を主管する課及び財務部契約課の職員の閲覧に供するものとする。

第 1 6 評定結果の活用

第 9 第 1 項の評定の取りまとめの結果は、別に定めるところにより活用することができる。

第 1 7 評定結果の公表

1 市長は、第 9 第 1 項の評定の取りまとめの結果を町田市ホームページで公表するものとする。この場合における公表は、全ての受注者別成績評定結果を、当該年度の第 4 四半期終了後に行った第 1 5 に規定する評定の報告等の後に行うものとし、公表する期間は、公表した日から 1 年間とする。

2 市長は、評定の結果が第 9 第 2 項第 1 号の A であった工事については、成績優秀な工事として町田市ホームページで公表するものとする。この場合における公

表は、当該年度の四半期ごとに行った第 15 に規定する評定の報告等の後に行うものとし、公表する期間は、公表した日から 1 年間とする。

第 18 評定の修正

1 総括監督員又は検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、評定を修正することができる。

(1) 第 10 の規定による通知後に、受注者に重大な法令違反等が判明した場合

(2) 第 10 の規定による通知後に、工事の目的物に受注者の故意又は過失による隠れた瑕疵が判明した場合

(3) 委員会の審査の結果、評定の修正が必要であると認められる場合

(4) 評定の錯誤その他の事由により、評定の修正が必要であると認められる場合

2 第 8 から第 10 までの規定は、前項の規定により評定を修正した場合について準用する。

第 19 既済部分検査終了後の評定

1 検査員は、町田市工事等成績評定実施細目により、検査規程第 3 条第 2 号に掲げる既済部分検査の終了後に評定を行うものとする。

2 第 2 から第 4 まで、第 7 及び第 8 第 2 項の規定は、前項の規定により既済部分検査の終了後に評定を行う場合について準用する。

第 20 様式

この要領に定める書類の様式は、工事品質課長が別に定める。

第 21 委任

この要領に定めるもののほか、評定の事務の取扱いに関し必要な事項は、工事品質課長が別に定める。

附 則

1 この要領は、2012 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要領は、2012 年 4 月 1 日以後に請負契約を締結した工事について、この

要領の施行の日以後に検査する工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、2019年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、2019年4月1日以降に請負契約を締結した工事について、この要領の施行の日以降に検査する工事から適用し、施工の日前に検査した工事については、なお従前の例による。
- 3 前項に係わらず、第17第2項の公表は、工事品質課長が定めた平均評定点以上の受注者については、2017年4月1日以後に検査した工事を対象とすることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、2021年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、2021年4月1日以降に請負契約を締結した工事について、この要領の施行の日以降に検査する工事から適用し、施工の日前に検査した工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、2025年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、2025年4月1日以後に請負契約を締結した工事について、この要領の施行の日以後に検査する工事から適用し、施行の日前に検査した工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、2025年8月1日から施行する。
- 2 この要領は、2025年8月1日以後に請負契約を締結した工事について、この要領の施行の日以後に検査する工事から適用し、施行の日前に検査した工事については、なお従前の例による。